

# 配合飼料価格安定制度をめぐる情勢

専任研究員 平田郁人

## 1 配合飼料価格の安定

配合飼料価格が上昇すると、決まって配合飼料価格安定制度(以下「安定制度」)が注目される。このとき、畜産農家は補填額を気にする一方で、補填による基金枯渇も心配する。第1図のように2007年から08年、11年および13年には主原料トウモロコシの輸入価格が上昇し、安定制度も補填発動されたが、それと同時に基金枯渇が問題視された。21年以降も2年続きの南米の干ばつや中国の買付け増加、米国でのインフレ進行、ウクライナ情勢といった複合的影響により、22年のトウモロコシ価格は既に21年の最高値の7.4ドル／ブッシェル(5月、シカゴ市場)を超え、更なる上昇が懸念されている。

これと同時に、JA全農の配合飼料価格は、22年に入って過去最高値を更新し続けている。また、安定制度の創設以降に畜産関連の経営安定制度が順次整備されており、効果的な(配合飼料価格)安定制度の再構築に向け、両制度の関係性を整理しておく必要がある。ここではまず安定制度の変遷を、本来の主旨である

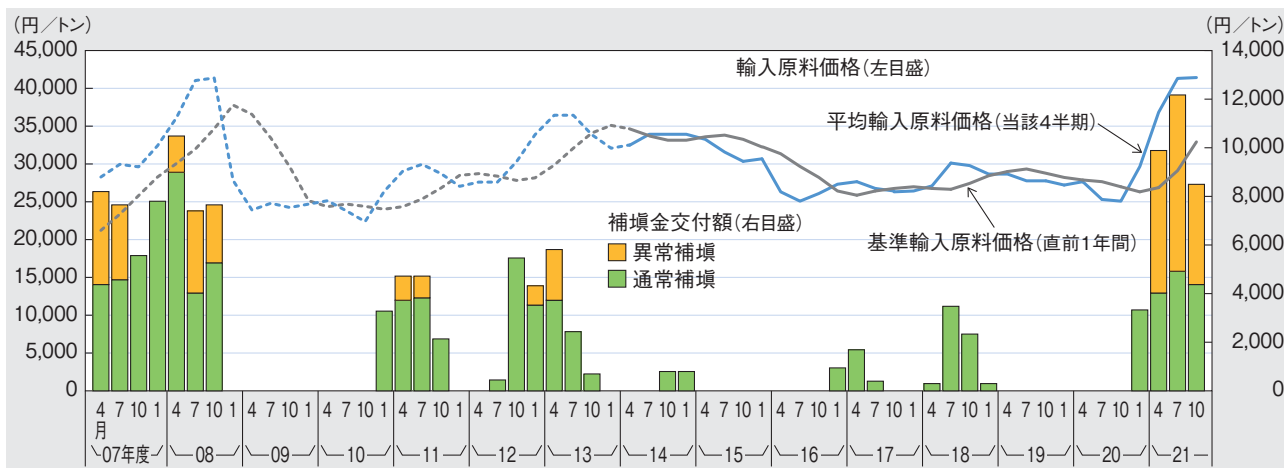
畜産経営への影響緩和の視点で概観する。

## 2 補填のための基金創設

畜産振興のための飼料価格安定の源流は、1952年に飼料の需給と価格安定を目的として制定された飼料需給安定法にあり、そこでは政府が麦類等の輸入飼料の買入れ、保管、売渡しを行った。しかし、国内畜産物の需要拡大で民間貿易でのトウモロコシ輸入が主流になり、政府操作飼料の割合が低下してきた。この結果、政府は飼料の量や価格を十全に操作できず、法律の目的達成が困難となり新たな制度を必要とした。

そこで配合飼料価格変動による畜産農家への損失補填のため、配合飼料メーカーを主な会員とする基金が設立された。68年には全国配合飼料供給安定基金(全農基金)と全国乳牛配合飼料価格安定基金(乳配基金)が設立された。その後、73年には乳配基金に畜産関連の全国連合会が会員として加わり、乳配基金は全国畜産配合飼料価格安定基金(畜産基金)と

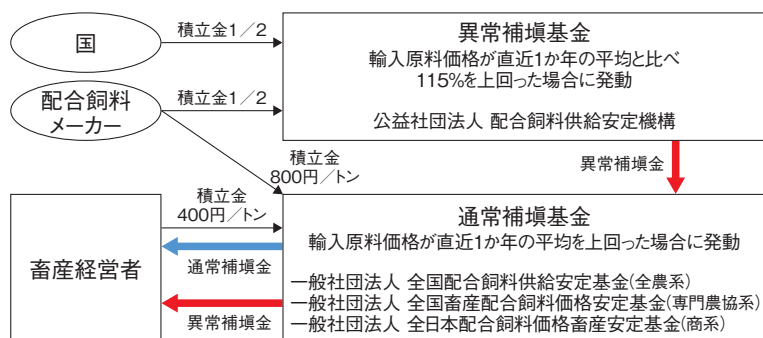
第1図 飼料輸入原料価格の推移と配合飼料価格安定制度の補填の状況



資料 農林水産省「飼料をめぐる情勢」を基に作成

(注) 1 輸入原料価格は、とうもろこし、こやし、大豆油、大麦、小麦の5原料の平均価格。16年第3四半期までは、ふすまを含む6原料の平均価格。  
2 13年度以前の通常補填については現在と計算方式が異なるため、平均/基準輸入原料価格の差と通常補填の交付額が一致しない。

## 第2図 配合飼料価格安定制度の概要



資料 農林水産省「配合飼料価格安定制度の概要」から筆者作成

名称を変え、商系団体も全日本配合飼料価格畜産安定基金(全日基)を設立し、飼料メーカーと畜産農家が配合飼料価格上昇の際に積み立てる通常補填の基礎が整備された(第2図)。

それに加えて、通常補填では対処困難な価格上昇に対応する異常補填は、国際的要因による配合飼料価格の大幅変動が畜産経営に及ぼす影響緩和のため、国と飼料メーカーが折半して資金を積み立て備えている。この制度は75年に農林事務次官依命通知により、配合飼料価格安定特別基金(現配合飼料供給安定機構)が設立されたことにより整備された。背景には通常補填だけでは石油危機による配合飼料価格高騰に、抗えなかった経験があった。

## 3 99年と13年の見直し

こうして現在の安定制度の骨格が出来上がったが、配合飼料需要が頭打ちとなってきた99年に制度が見直された。この時の主な見直しは次のとおりである。通常補填は、補填発動のための基準を「前年度第4四半期」の配合飼料価格から「直前1年間」の平均価格に変更した。異常補填は、輸入原料価格の算定対象品目に麦類を加え、直前1年間の「配合飼料価格」(飼料メーカー希望価格)から「輸入原料」の実績価格(貿易統計)に指標を変更して客観的な算定方法とした。

続いて、配合飼料価格が再上昇した2013年にも制度が見直された。この時の主な見直しは、配合飼料原料のほとんどが輸入原料であることから、通常補填の算定指標も「配合飼料」から

「輸入原料」価格に変更した。異常補填では、半年前の基準価格から年率115%相当を超えた場合に、異常補填を発動する特例が新設された。これにより異常補填の発動可能性が高まり、畜産経営への影響緩和が強化された。さらに、通常補填と異常補填の算定基準の期間とが統一され、畜産農家から見ても基準値の算定がわかりやすくなった。

## 4 最近の動き

20年10月、農林水産省は今日的な安定制度の在り方の検討に着手した。これに合わせ、21年11月に全日基が通常と異常補填一本化、算定方法変更による補填の決定・支払の迅速化、民間3基金統合といった制度見直しを提言した。提言はどれも一考の余地があるが、ここでは算定方法変更による支払の迅速化に焦点を当てたい。なぜなら、ブロイラーを除く畜種には様々な経営安定対策があるが、対策全てに機動性は備わっていない。流通飼料費は経営費に占める割合が高く畜産経営への影響が大きい。安定制度は輸入原料価格の上昇期に迅速に補填する「ナラシ」であり、配合飼料価格高騰の初期から機動的な影響緩和が期待されているからである。

しかし現状は、飼料メーカーが各四半期直前に配合飼料価格を提示するが、補填の決定や支払は翌四半期になっている。今回の全日基の提言は、算定指標の原料使用量と輸入価格を2か月前倒して、同一四半期中に補填金の決定・支払を可能にしている。全日基の提言では、飼料価格の上昇初期から経営への影響を緩和できることになる。この補填の機動性向上が畜産経営の持続性につながると想定される。制度の在り方の検討には、こうしたきめ細やかさも求められるであろう。

### <参考資料>

- 一般社団法人全日本配合飼料価格畜産安定基金(2021)「配合飼料価格差補てん制度にかかる新たな展開方向」(<http://www.zennikki.or.jp/news/2831/>)

(ひらた いくひと)